広報 たかのす

発行所　鷹巣町役場
総務課考査係
電話（代）②1111番
（発行部数　6,150部）
印刷所　成文社印刷所

## 町の人口

43年4月1日現在

| | | |
|---|---|---|
| 本籍人口 | | 32,919人 |
| 登録人口 | 男 | 13,609人 |
| | 女 | 14,153人 |
| | 計 | 27,762人 |
| 世帯数 | | 6,082 |

# みんなで考えよう 町政とくらし

## ① 道路の不法占用

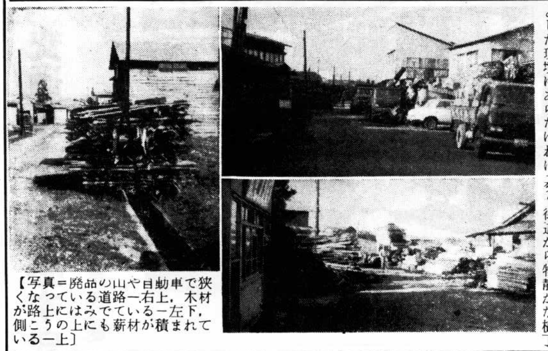

【写真＝廃品の山や自動車で狭くなっている道路ー右上，木材が路上にはみでているー左下，側こうの上にも薪材が積まれているー上】

### 道路はみんなのもの

最近、交通量の増大によって道路も狭く感じられるようになりました。その狭い道路も有効に使われてこそ、はじめて公道としての用をなすことになります。

道路は、私たち日常生活を行なうのにかかせないものです。しかし、広く整然とした環境にあらなければならない道路が事実一部の人によって不正に使用されています。今回は住みよい環境づくりのため「道路不法占用」について考えてみることにした。

### 道路の本質

通常われわれが一般公衆の通行の用に供されている土地の設備を道路と呼んでいる。しかも自動車の行き交う街道から物静かな横丁にいたるまで道路は町民の日常生活に不可決のものであり、多数の町民が共同して使用するものであって、この開設廃止が一私人の任意でどうにもなるというものでない。道路の管理は私道は別として、国道、都道府県道、町道等は国または地方公共団体が直接維持管理を行なっています。

一般に道路は道路法、都市計画法、土地改良法、建築基準法（建物と道路との関係を規制する）、さらに道路交通取締法の対象による保安確保など法的取扱いが必要となってきている。公共の目的を達成せしめるために、例えば道路の効用を妨げるものは強制撤去の途が開かれている。

### このままでは大事

道路は、道路管理者（町道の管理者は町長）が一般の交通・通行の効果があがるよう管理していますが、実際は不法に使用阻害している者があり、住民から苦情、町議会の一般質問などでたびたび問題となっています。町当局でも事実を確め、不正に使用している個人または業者に警告しています。しかし、一部無許可の悪質者がおり、交通上、消防活動上、断固として取り除かなければならないものもあります。

道路状況を見るため、鷹巣地区を一巡し調査した結果、建築基準法に違反している建物、道路、側こうに薪木材、廃品、建築資材などを放棄しているもの。側こう蓋を通路としてコンクリートで固定化しているもの、はなはだしいものは、側こう上に建物を増築しているものもあります。これでは道路・側こう（排水路）の役目を果さなくなります。

特に側こうは、常に雨水や汚泥物を流し清潔にしておかなければなりません。

道路は使用関係の秩序と維持を高めるために、道路法では「道路の占用」の制度を設けて規制しています

これは道路に物件または施設を設け、継続して使用する場合は道路管理者に許可申請を出して使用することになっています。

これら、不法に占用しているものに対して、町では全面的に撤去するよう呼びかけることになっています

× × ×

本号から『みんなで考えよう　町政とくらし』という題で、町政のありかたが町民の日常生活にどのように反映されているかについてスポットをあて、みなさんの町政に対する関心、ご協力をお願いすることにしました

一回目として道路の正しいありかたについて掲載しました。

---

## 第三回町議会臨時会

### 欠員中の 助役、教育委員 監査委員など選任

第三回町議会臨時会は四月二十六日招集、本会議を同二十六日と五月四日と決め開催されました。提出された承認案一件、議案三件、同意案三件の七件を原案通り可決しました。その内容は次のとおりです。

### 議案

### 42年度国保予算を補正

昭和四十二年度町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

▽補正額三百万円（歳入・財政調整交付金三百万円。歳出・療養給付費三百万円）

▽補正後の予算総額一億七百五十七万九千円

∧承認案第二号＝専決処分の承認を求めることについて（昭和四十二年度町国民健康保険特別会計補正予算）∨

### 一般会計に三百二十万円を補正

昭和四十三年度一般会計の補正予算（第一号）の補正額は歳入歳出予算の総額に三百二十万六千円を追加補正し、総予算額は四億七千三百二十二万四千円となった。補正額の主な内容は次のとおりです。

◇歳入

▽地方交付税三百九万八千円▽綴子財産区繰入金十万八千円▽計＝三百二十万六千円

◇歳出

▽綴子財産区議会議員選挙費十万八千円▽衛生費＝二百七十八万五千円（児童公園地内公共便所設計料・追加工事費七万五千円。既存ごみ処理に百三十三万円新設ゴミ焼却場給水場その他百三十四万円、電話新設四万円▽教育費三十一万三千円（鷹巣公民館事務室および宿直室改築工事）

∧議案第三十二号＝昭和四十三年度町一般会計補正予算∨

### 町税条例を一部改正

今回改正された町税条例の概要は次のとおりです。

▽個人の町民税、非課税範囲の障害者等の非課税限度額が二十六万円から二十八万円に引上げられた

▽所得控除額として、従業員二十人以下の毎月かけていた共済掛金を所得控除の対象とした。

▽軽自動車税は年度の途中で納税義務が発生した場合、月割課税となっているが、原動機付自転車、農耕作業用自動車に限り毎年四月一日現在により課税し、月割課税はしない。

▽原動機付自転車及び小型自動車の商品又は公用として使用する場合の車体標識の義務付け。

▽配当所得の町民税総合課税の期間延長するもの。

▽農業所得者が自ら飼育した肉用牛を家畜市場で売却した場合の販売所得に対する町民税の免除。

▽町民税の簡易税額表、同山林所得、退職所得に係る特別徴収税額表の改正

∧議案第三十三号＝町税条例の一部を改正する条例の制定について∨

### 町道路線認定

町道として次の路線を認定するもの。

鷹巣軌道線（南鷹巣地内から七日市明り又までの一万八千㍍、幅員三㍍。

小森軌道線（小森地内から坊山地内まで六千㍍、幅員三㍍。

∧議案第三十四条＝町道路線認定することについて∨

### 助役に藤島氏

町助役に鷹巣町栄字太田一四、藤島修三氏を選任するために議会の同意を求めるもの。

∧同意案第二号＝助役の選任について∨

### 教育委員に畠山忠光氏

町教委員会委員中一名が欠員になっているので、後任委員に脇神字脇神囲ノ内一〇七、畠山忠光氏を選任するため議会の同意を求めるもの。

∧同意案第三号＝教育委員会委員の選任について∨

### 監査委員に長岐源蔵議員

監査委員中議員のうちから選任する監査委員の任期満了による後任委員として七日市字囲ノ内八、長岐源蔵氏を選任するため同意を求めるもの。

∧同意案第四号＝監査委員の選任について∨

◇助役

**藤島修三氏略歴**

県立鷹巣農林学校卒

栄村書記、県職員を経て昭和二十二年から栄村助役二期。同三十年町村合併により鷹巣町役場勤務　経済土木課、経済課、総務課の各課長を歴任、ことし三月三十日付けで退職。栄太田。五十八才。

◇教育委員

**畠山忠光氏略歴**

東京農業大学専門部中退

昭和三十五年から四十三年三月まで二期八年間町議。陣場岱土地改良区理事長。脇神。五十七才。

◇監査委員長

**長岐源蔵氏略歴**

盛岡高等農林学校卒、町議三期目、昭和四十一年四月からことし三月まで町監査委員（町議会選任）として現在にいたる　七日市本郷。四十五才。

---

## 国民健康保険特別会計

昭和四十三年度の国保予算は、図表にあるように一億円を突破しました。これは被保険者の皆さんが医者にかかった医療費の支払（七割給付）が大部分で、健康管理、疾病予防などを重点に編成しました。

◆町民の健康を守るため経費は

第一に保険給付費で一〇六、九五〇千円と昨年より一五㌫も延びる傾向にあり支出全体の約九割です。この大部分は療養給付費で一〇六、二五〇千円であり、次に保健施設は、成人病対策（特に高血圧予防）寄生虫予防、結核予防、母子保健の増進、伝染病予防及び保健衛生思想の普及徹底をはかるために活動する保健婦や、各町内・部落の保健補導員などの経費、寄生虫予防の補助等で総額三、四九八千円を計上しました。

◆経費はどのようにまかなわれるか

収入のうち、国庫支出金については、六七、四七一千円で全体の五六㌫、前年度当初予算に比較して約一・三倍の増となりました。このほか、繰越金五、三三三千円、一般会計繰入金一〇〇千円などを見込みましたが、皆さんからいただく保険税は四五、三三七千円（一世帯当り平均年額一二、五〇〇円）となり、全県平均よりはずっと下回っていますが、昨年より一九㌫の増税を余儀なくされたしだいです。

◆給付と納税

保険税はすべて皆さんの健康を守るための税金です　この納入がおくれますと、医療機関への支払いができなくなります。このような事情をご理解のうえ、よりよい皆さんの国保とするため、納金については特段のご協力をお願いいたします

43年度国保特別会計予算　118,843千円

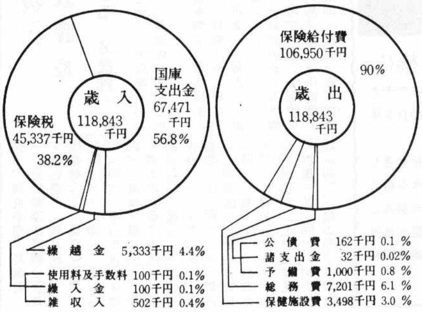

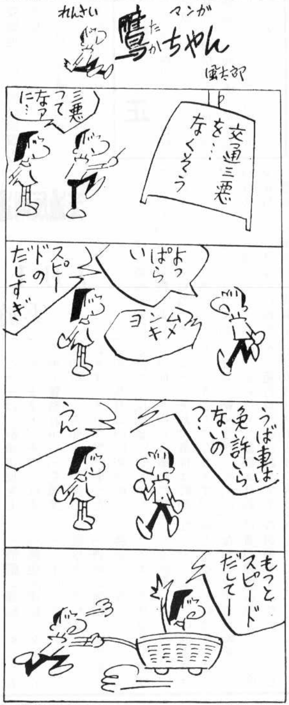
れんさいマンガ
鷹ちゃん
国太郎
交通三悪を…なくそう
三悪ってなァに…
よっぱらい
スピードのだしすぎ
ムメンキョ
うば車は免許いらないの？
うん
もっとスピードだしてー

# 交通ルールは必ず守ろう

## 十五日は県民総参加の日

春の全国交通安全運動が五月十一日から二十日までの十日間実施されます。

この運動は、人命尊重の見地から交通事故防止の徹底、とくに歩行者の交通事故の絶滅を目標として、すべての歩行者、運転者、運転者の雇い主、その他道路交通に関係のある者に、交通安全の思想の周知を図り正しい交通ルールの実践を習慣づけるとともに、道路交通環境の整備改善を促進することを目的としています。

鷹巣警察署（町）管内では四月末日現在で、交通事故発生件数が二十一件となり、死者二、傷者三十一、物的事故件数十八件となっています。これは正しい交通ルールをお互いに守らなかったから起きた悲劇が多い。町民のみなさん、町ぐるみで交通三悪を追放し、交通安全宣言都市に恥ない町にしたいものです。

町でも旬間中は交通安全対策協議会が中心になり、交通安全協会、交通指導隊、各学校、ＰＴＡ、婦人会、青年会、交通関係機関、警察署の協力を得て交通事故撲滅のため、それぞれの機関でこの運動を推進することになっています。さらに町では交通安全推進員を近く委嘱して、地域ぐるみの体制を強化する。

交通安全運動期間中の五月十五日(水)は「県民総参加の日」としています。

春の全国交通安全運動　5月11日－20日

### 交通安全1日1目標

| 月日 | 目標 |
|---|---|
| 5月11日(土) | 酒のみ運転を追放しよう |
| 12日(日) | 交通ルールを守るよう声をかけあう |
| 13日(月) | 自転車，自動車等を整備しよう |
| 14日(火) | 自転車を正しく乗ろう |
| 15日(水) | 安全な横断をしよう<br>「県民総参加の日」 |
| 16日(木) | 安全運転をしよう |
| 17日(金) | 道路のじやま物をのぞこう |
| 18日(土) | 幼児，老人，身障者を守ろう |
| 19日(日) | 家庭で交通安全を話し台いましよう　「家庭の日」 |
| 20日(月) | 正しく右側を歩こう |

# 河田杯マラソン

## 一般で津谷優勝

第六回河田杯マラソンは各種スポーツ大会にさきがけて四月二十七日、中学校四キロ、高校・一般八キロのコースで総勢三十九人のランナーによって行なわれました。

河田杯マラソンは、往年の名ランナー河田康雄氏の偉業をたたえ、後輩の輩出を願って昭和三十八年から毎年実施されています。

四キロコースは南鷹巣折返し、八キロコースは藤株地内折返しで熱戦。中学の部佐藤敏秀（鷹中）、高校の部智田信夫（鷹農）、一般の部津谷徳三郎（坊沢）の各選手が優勝した。

河田康雄氏も若いランナーといっしょに走り沿道の住民から拍手されていた。

〔写真＝決勝テープを切る河田氏（右）〕

# 町長面会日

## 対話から生まれる町づくり

町民の要望もあり公聴活動のひとつとしてことしの一月からはじめられた町長みずからの町民との対話「町長面会日」には、四月末日現在で二十四件にのぼる町民の要望・意見・苦情相談などが寄せられています。

これは、月二回（第一・第三火曜日＝祭日にあたった場合は翌日）午前九時から正午まで行なわれているものです。

最近、住民の行政需要が増大し、かつ複雑多岐にわたっています。これら町民の日常生活の身近な問題、事柄について、町長が直接町民とヒザをまじえ、対話のなかから町と地域の問題町民の要望を受けながら近親感を深めるとともに、町政に対する認識をいっそう高めるために重要なパイプを果しています。

町長に対する面会の対象は、個人、地域、団体の別は問いませんが、面会時間は原則として一人（一件）十分以内となっています。内容によっては時間をかけて質疑が行なわれます。町長がみずから面会にあたりますが、事柄によって関係課室長も出席し、話し合った事柄は詳しく記録して取りまとめられ、町政をすすめて行くうえの参考として検討し、幅広く施策にとりいれたり、解決されていきます。

また、役場から遠い地区（部落）で要望ありますときは、出むいて相談にあたりますので要望をお寄せください。

参考までに、四月末日まで「町長面会日」に寄せられたものは次のとおりです

町長面会日の概況（四月末日現在）

件数と人員

▽一月十六日＝延べ九件（延べ十人）▽二月六日＝延べ四件（延べ四人）▽二月二十日＝四件（延べ九人）▽三月十九日＝延べ三件（延べ三十六人）▽四月二日＝一件（一人）▽四月十六日＝三件（延べ九人）▽合計延べ二十四件（延べ六十九人）

面会の内容

○鷹ノ巣駅前の舗装道補修について

○糠沢から大畑間の道路にバラシを上げていただきたい

○冬期間たびたび除雪していただくようにしてください

○鷹巣町珪藻土事業組合について

○高校を卒業する子どもの就職あっ施方について

○糠沢川提防工事について

○鷹巣中学校男子生徒寄宿舎設置要望について

○ブルトーザ除雪を今後続けてほしい

○簡易水道の早期発注方について

○道路除雪の均衡について

○町営火葬場の運営について

○町営マーケット新設について

○鷹ノ巣駅前都市計画について

○町内協力員会の町内区域について

○町営住宅譲渡について

○農業所得（町民税）標準について

○学区変更の要望について（七日市下舟木、吉ケ沢深沢部落）

○頭首口の工事について

○鷹巣南中学校寄宿舎について

○鷹巣南中学校への通学の件について

○栄町の道路舗装の進渉状況について

○脇神季節保育所開設について（保母のあっ旋依頼その他）

○退職（勧渉）後の事務措置について

○深関地内に防犯灯設置方要望について

〔写真＝地域の問題を、多くの人で町長と討議する町長面会日〕

### 訂正

先号（四月二十五日付け第一六三号）一面の町長部局機構図中「商工開発課」「商工係」が脱漏していますので追加訂正します。

# 公民館長（事務取扱）に

## 長岐社教課長

### 各種委員決まる（公民館）

鷹巣町教育委員会では、このほど公民館長（事務取扱）、公民館分館長、部落館長、社会教育委員、公民館運営審議会委員を次のとおり発令、委嘱した。

▽公民館長事務取扱＝長岐益太郎（社会教育課長）

▽分館長＝村上儀八郎（栄）、三沢勇悦（綴子）、佐藤啓喜（坊沢）、野呂満美（七座）、中島健一郎（沢口）、長岐佐一郎（七日市）

▽部落館長＝堀部誠孝（葛黒）、長崎久幸（緑ケ丘）、三沢孝一（黒沢）、成田正直（坊山）

▽社会教育委員＝五十嵐謙、二階堂キヨ、小塚政悦郎、九島武雄、河田恒俊、辻侑次郎、沢田一義、武藤完一、奈良幸恵、高橋弘

▽公民館運営審議会委員＝若松善市（鷹巣地区）、佐藤勉（同）、藤原愛（同）、菊池ミドリ（同）、高坂祐司（同）、長谷川正（栄地区）、高橋文爾（同）、今川清太郎（綴子地区）、三沢実（同）、渡辺ミツ（同）、佐藤トシ（坊沢地区）、後藤惣一郎（同）、大川静江（七座地区）、簾内甚太郎（同）、畠山トヨ（沢口地区）、佐藤昭一郎（同）、今林清治郎（七日市地区）鈴木重一郎（同）、相馬端郎（同）、畠山照子（同）

# 交通反則通告制度のあらまし

## 7月1日から実施されます

この制度は、道路交通法の違反行為で危険性の低い軽いものを「反則行為」とし、それを犯した者に、一定の「反則金」を任意に納付することを通告し、これを納付したときは、行政的に簡単に処理され、刑事処分にも前科にもならないというものです。

その内容を簡単に説明すると次のとおりです。

◆この制度の施行期日

昭和四十三年七月一日からです。

◆この制度のしくみ

たとえば、駐車違反をしたとしますと、その人はその場で警察官から「交通反則切符」（告知書）が渡されます。それを受け取った日から八日以内に切符に示された「反則金」をもよりの郵便局か指定の銀行に納めると、それで事件は終わりということになります。

なお、納めなかった人には、あらためて警察本部長から通告書が送られますがその日から十日以内に納めなければこれまでと同じように刑事処分を受けることになります。

◆この制度から除かれる者

この制度は、さきに述べたように軽い違反者に対する行政上の措置でありますから次のものは除かれます

「酒酔い運転」をした者

「無免許運転」をした者

「一年以内に免許の行政処分をうけた者」

「酒帯び運転」で加重行為をした者

「二十五キロ以上の速度」違反をし者

などで、これらは刑事処分をうけることになります。

なお、少年や自転車、歩行者の違反行為もこの制度の適用をうけないことになっています。

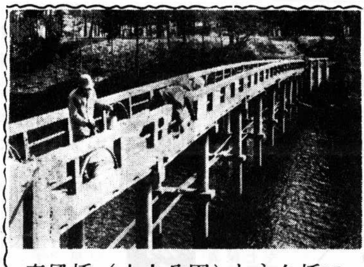

### 青風橋（中央公園）も永久橋に

町民のいこいの場，鷹巣中央公園も，町民のご芳志や町費による整備によって年々公園として面目を果してきています。

今春町では中央公園の景観と遊園者の安全を考慮して，青風橋の上部を町直営で90万円をかけ永久橋にしました。従来とかわらぬ赤朱色の欄かんが満水した湖面に映えています。そのほか，児童遊園の施設公園地内の地ごしらえなど美観といこいの場の調和がなされつつあります。